

平成21年度事業計画

平成21年 3月10日
財団法人 全日本剣道連盟

本連盟は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとともに、心身の錬磨による人造りとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、平成21年度の事業を展開する。

第1. 基本方針

「剣道の理念」に基づき、高い水準の剣道人を育成すべく、国内外各層への剣道普及を図り、社会から高く評価される活力ある剣道界の実現を目指す。

第2. 重点方策

1. 伝統文化としての剣道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
2. 中学校における武道の必修化に伴う剣道に関する課題について検討する。
3. 指導・教育体制の強化を通じて、質の高い剣道を育てる。
4. 称号・段位制度の主旨の徹底と適正な運用を図る。
5. 試合・審判規則を厳正に運用し、審判能力の向上ならびに試合内容の充実を図る。
6. 国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。
8. 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。

第3. 重点事項

主な事業（大会、審査会、各種講習会等）は、平成21年度行事日程表(添付)のとおりである。

特に本年度は、第14回世界剣道選手権大会（ブラジル：サンパウロ州）に役員・選手を派遣するとともに大会を支援する。

1. 大会

- (1) 全日本都道府県対抗剣道優勝大会の女子選手枠をなくし、男子の高校生・大学生を組み入れて男子のみの大会として実施する。
- (2) 全国家庭婦人剣道大会を改め、女子高校生・大学生の参加を加え、出場者の構成を変更し、全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会として実施する。
- (3) 主催各大会を実施し、その充実を図る。
- (4) 諸団体の行う重要な大会を後援し、その充実に協力する。

2. 普及

全国的に剣道の質の向上に努めるとともに現場への浸透を図る。

- (1) 指導、教育の実効を挙げるため、各種講習における指導法の充実と現場への浸透を一層推進する。
- (2) 中学校の武道必修化に対応して作成した剣道指導に関する資料「剣道授業の展開」をもとに現場への働きかけを行う。
- (3) 指導法を担当する講師要員の研修会を実施する。
- (4) 「剣道講習会資料」の活用を推進する。
- (5) 加盟団体（各剣連）を主軸とした新しい普及体制の確立を図る。このために、全剣連後援講習会など加盟団体等が行う指導者育成強化のための教育活動に対する支援を強化する。
- (6) 前年度刊行された「剣道指導要領」の現場への浸透を図る。
- (7) 剣道への参入者を増やすための指導方策を検討し推進する。
- (8) 「礼法」・「二刀」および「上段」について調査・研究を行う。

3. 審査

称号・段位審査規則に基づく審査の適切、公正な実施と、審査業務および審査会の合理的運営を図る。

- (1) 適格な審査員の選考に基づき適正な段位、称号審査を実施する。
- (2) 審査運営の向上を図る。

- (3) 段位審査の方法について調査・研究を行う。
- (4) 剣道級位審査規則を整備し、適正な運用を行う。
- (5) 称号・段位受有者の綱紀の維持・粛清について調査・研究を行う。
- (6) 級位・段位審査への「木刀による剣道基本技稽古法」の導入を検討し、推進する。
- (7) 「障害を持つ人の受審とその対応」について調査・研究を行う。

4. 審判

研修会および講習会を通して、試合・審判規則の厳正な運用を進めるとともに指導法との連携を図る。

- (1) 講師要員(試合・審判)研修会において、審判能力の向上を図り、審判ならびに指導講師の養成を図る。
- (2) 試合・審判規則とその細則の厳正な運用により、審判能力向上ならびに試合内容の充実を図る。
- (3) 女子審判の技能向上を図り、質の高い審判員を養成する。
- (4) 国際剣道連盟と連携して各国の審判員の技能向上を支援する。

5. 強化

剣道の力量・質等を兼ね備えた日本を代表する剣士の育成・強化を図る。

- (1) 第14回世界剣道選手権大会に向け、日本を代表する選手の強化訓練を推進する。
- (2) 剣道の将来を担う青年層の中核となる剣士を養成するため、第二期に続き、第三期選抜特別訓練講習会を推進する。また選抜特別訓練の成果の把握に努める。
- (3) 中堅剣士講習会の趣旨を徹底し、各剣連の中核となる剣士の錬成強化と指導力の養成に努める。

6. 居合道

各種講習の充実を通じ、その普及・振興に努める。

- (1) 中央及び地区講習会を実施し、普及・振興に努める。
- (2) 審査員ならびに審判員となる者の古流の研鑽を進める。
- (3) 各地域での活動状況ならびに初心者が稽古を行う上で有用な情報の提供に努める。
- (4) 解説書の運用に関する申合せ事項の整理・見直しを実施し、より適正な審査ならびに試合運営に努める。

7. 杖道

各種講習の充実を通じ、その普及・振興に努める。

- (1) 中央及び地区講習会を実施し、普及・振興に努める。
- (2) 古流の研鑽を推奨する。
- (3) 「杖道普及推進ポスター」を配布し、杖道人口過疎県への対応をはじめ、その普及・振興に努めるとともに広く理解を求める。
- (4) 各地域での活動状況を把握し、初心者（少年・中高年齢者）が稽古に参加できる有用な情報の収集および提供に努める。
- (5) 「段位審査法」の運用について調査・研究を行う。

8. 社会体育指導員養成

初級・中級・上級各養成講習会を各地域において展開し、各資格取得者の拡充と活用に努める。

- (1) 新たに上級更新講習会を加え、資格取得者の更新に努める。
- (2) 専門大学4年生を対象とした講習会の実施に向けて調査し、支援する。
- (3) 資格取得者が学校教育の外部指導員として活用できる場の推進を図る。
- (4) 初級・中級・上級各養成講習会の実施内容に関して見直しを行う。

9. 国際

各国に向けて剣道の普及を促進する。普及に当たっては各国の剣道連盟の独自性を尊重しつつ、剣道の理念を正しく伝達することに努める。

- (1) 国際剣道連盟の事務ならびに運営への援助・協力を行うとともに、加盟国管理入力システムの構築を図る。（WKCエントリーシステムを含む。）
- (2) 国際剣道連盟との連携の下に、国際競技団体連合（GAISF）の諸事業に対し、適切な対応を行なう。
- (3) 海外の剣道界の動きを視ながら、各地域連盟の組織化を支援する。
- (4) 海外への指導者の派遣、外国剣道連盟・団体への剣道具の提供、英文の剣道資料の作成・配布を行う。
- (5) 第14回世界剣道選手権大会の実施に向けた業務支援を行う。
- (6) 世界剣道選手権大会のための審判講習会を実施する。
- (7) 英文ホームページの充実を図る。

10. 広報活動ならびに物販事業

多角的な広報活動を通じ剣道への認識を深めると共に、剣道への参入者増加を図るための諸施策を推進する。

- (1) 「剣窓」の内容充実と購読者数の増大に努める。
- (2) ホームページ及び特設サイト・動画サイトによる情報発信機能を高め、その内容の充実を図る。
- (3) 情報提供を通じマスコミとの連携を深め、剣道の正しい認識と普及に資する。
- (4) 大会・講演会での録画、録音および全剣連頒布物等の著作権に関する処理を適切に行う。
- (5) 加盟団体（各剣連）のホームページの開設および改善を促進し、支援する。
- (6) ネットショップ等、頒布品販売システムの運用体制を活用し、頒布物販売サービスの一層の向上を図る。
- (7) 剣道カレンダーの作成・頒布を行う。
- (8) 「全剣連のしおり」を改訂する。

11. 文化関係事業

- (1) 保管映像資料のデジタル化を図り、「剣道映像博物館」の内容の充実に努める。
- (2) 第8回剣道文化講演会を実施する。
- (3) 第13回写真コンテストを実施する。

12. 資料

資料小委員会の活動を通じ、剣道に関わる歴史的、文化的に価値ある資料の収集、整理、保存に努めるとともに、調査研究成果の刊行、頒布などを行う。

13. 安全、医科学関係

- (1) 剣道における心身の健康・安全に関する調査を進めるとともに、その成果の周知を図り、事故防止および事故処理の報告の徹底に務める。
- (2) 剣道用具の品質の向上と改良については、製造業者との連携を図り安全性、機能性の向上に努める。
- (3) 竹刀および剣道具の規格の遵守徹底を図る。
- (4) アンチ・ドーピング委員会の活動を展開する。
- (5) アンチ・ドーピング規程に基づいた活動を展開する。
- (6) アンチ・ドーピングに関する情報提供と啓発活動を推進する。

1 4. 長期方策の検討

剣道の長期的発展に向けての、基本的な方策を策定する。

- (1) 長期的普及のあり方について検討する。
- (2) 「剣道理念」「剣道修錬の心構え」に基づき制定した「剣道指導の心構え」の現場の指導者への浸透を図る。
- (3) 道場建設計画の推進を図る。

1 5. 情報処理関係

- (1) 全剣連情報システム再構築のための基本構想を具体化に向けて検討する。
- (2) 加盟団体（各剣連）での登録者管理、称号・段位申請業務のシステム化を支援するとともに、機能の改善を図る。
- (3) 全剣連データベースシステムの改善・充実を図る。
- (4) サーバ契約の見直しを行い、運用費用を削減する。

1 6. 総務、経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進する。

- (1) 新公益法人制度の施行に伴い、新制度への移行について調査・研究をするとともに加盟団体（各剣連）に対して支援を行う。
- (2) 経理業務の適正化を図る。
- (3) 剣道の更なる普及発展のための賛助会員制度等を調査・研究する。
- (4) 各種事務処理の効率的遂行により、運営経費の節減、一般管理費の抑制に努める。
- (5) 職員の職務遂行能力の向上、自己啓発活動を支援、強化する。

1 7. 表彰事業

剣道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

1 8. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 加盟団体（各剣連）、全国組織剣道関係団体との連携の緊密化を図り、その剣道普及振興への援助と協力を行う。
- (2) 剣道に対する理解・評価を高めるため、関係官庁・各種体育団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

以 上